

## 第2種無災害記録証を授与しました

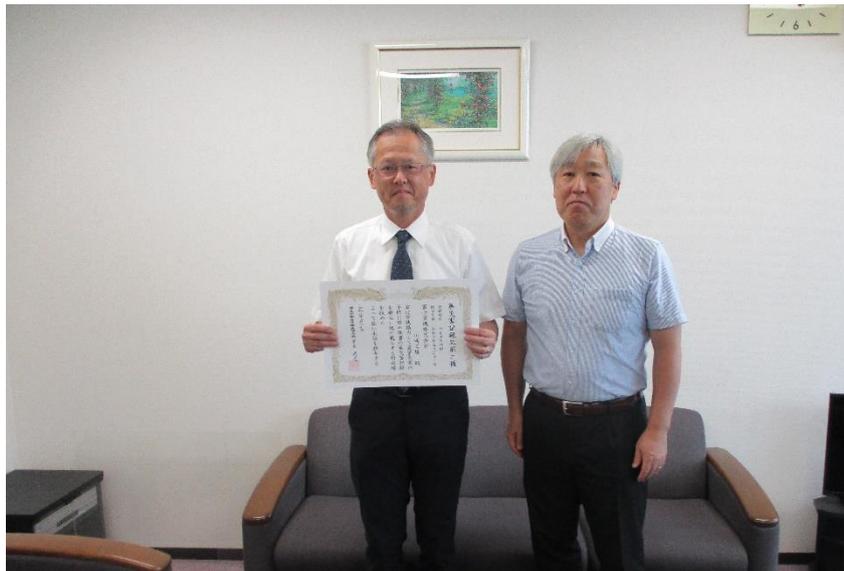
### ～無災害時間 1050 万時間樹立～

当署では令和6年7月24日に以下の事業場に対し第2種無災害記録証を授与しました。

「無災害記録証」は、休業を要する災害や障害が残る災害を発生させることなく、一定時間数の事業活動を行うことができた事業場に対して厚生労働省労働基準局長が表彰状を授与するものです。

事業場名：富士電機株式会社 川崎工場

所在地：川崎市川崎区田辺新田1-1



川崎南労働基準監督署管内における令和5年に発生した労働災害は、死亡災害が2件、休業4日以上死傷災害が540件発生しており、前年の令和4年と比較して29件(+5.7%)増加しました。

無災害記録証は、事業場において労働災害防止対策の取り組みの結果、無災害であった結果を会社の内外に示すことができます。積極的に活用していただき、無災害記録を樹立しましょう。